

特249

502

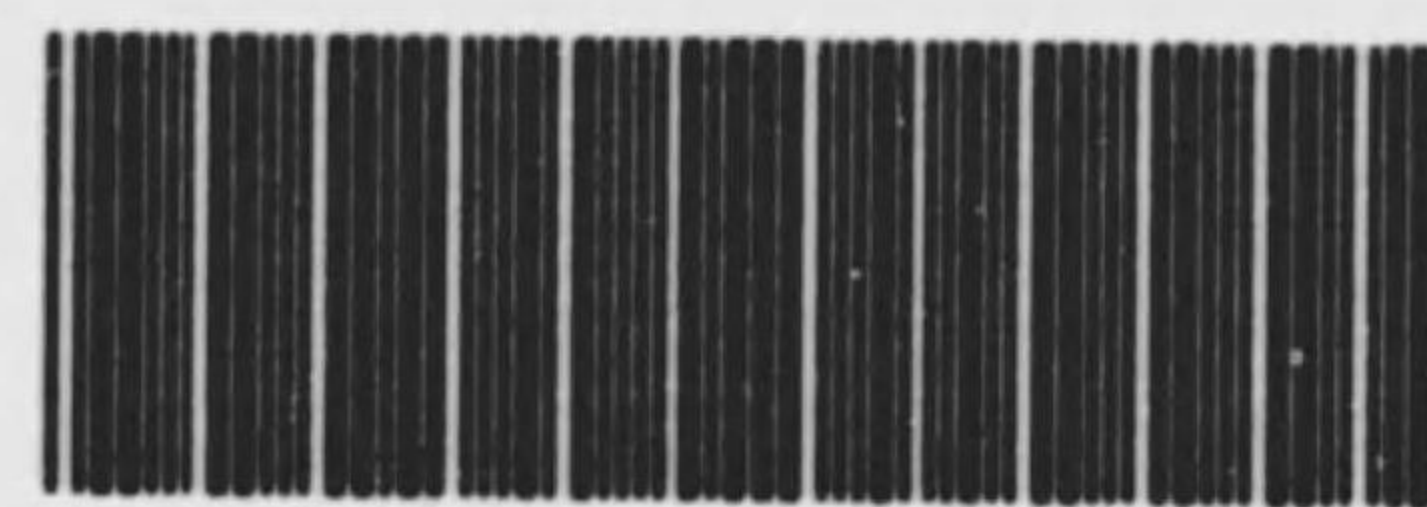
十七年六月

國民健康保險組合の話

附 國民健康保險關係法規並代行手續例



産業組合中央會福島支會



0035431000

0035431-000

特249-502

國民健康保險組合の話

産業組合中央會福島支會

昭和17

AGD

特249

502

十七年六月

國民健康保險組合の話

附 國民健康保險關係法規並代行手續例



産業組合中央會福島支會

◎ 國民健康保險組合の話 一

◎ 國民健康保險關係法規並代行政手續例

一、國民健康保險法 一

二、國民健康保險法施行規則 一一

三、何々信用販賣購買利用組合國民健康保險規程例 二一

四、國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ産業組合定款變更例 二八

五、國民健康保險法第五十四條ノ許可申請書類記載例 二九

六、國民健康保險特別會計收入支出豫算認可申請書例 三九

七、何々信用販賣購買利用組合昭和 年度國民健康保險料及保險給付費算定ノ基礎 四四

八、國民健康保險法第四十六條ノ規定ニ依ル認可申請書例 四七

九、國民健康保險代行組合總會附議事項例 四八

特249
502

國民健康保險組合の話 (産業組合中央會述)

一、まへがき

東亞共榮圈を建設してその悠久にして健全なる發展を圖ることは我が皇國の重大なる使命でありまして、このためには我が國の人口を速かに且つ永續的に増殖すると共に、その資質も又優良なるものにしてこそ永遠に若い指導的な民族にならねばなりません。我々は先づ健康な體を持たねばなりません。この國民の健康が國家の活動の源泉でありまして國民の各層を通じて、その健康を高度に培養することは、今日ほど大切なことではないと思ひます。



國家の活動の源泉は國民の健康であります。國民の各層を通じて、其の健康を高度に培養することは、各人の望みであるばかりでなく國家の要求でもあります。しかし病氣に罹つても醫療を受けることができない。また、たとへ醫療をうけるにしても充分にうけられないといふことは、ひとり個人や家庭の不幸ばかりではなく、國家としても國力を損する重大な問題であります。この醫療を受けることができないとか、充分受けられない主な原因は、醫療費の負擔が重いことから來てゐるからであります。貧困とか悲惨な生活の大半は、直接、間接に醫療費の支拂に關聯してひき起されてゐるのです。國防の一線に立つにも、農業増産の職域によつて御奉公するにも、先づ農民の病氣の問題を解決する、國民保險の體系が必要となつて來るのです。即ち國民保健の向上と、國民生活の安定がそれです。幸にもこれを基礎とした法律を政府では昭和十三年四月一日に公布せられ、同年七月一日から實施され今日に及んでゐる國民健康保險法であります。

二、國民健康保險制度のあらまし

醫療費は不時の失費であることと、一時に多額の費用を要する點から考へて、ふだんから充分の用意をすると云ふこ



とは、個々人の力を以てしては、なか／＼困難なことです、ところが多数の人について考へて見ましても、皆が皆一時に病氣をするといふわけではありません、そこで多数の人が協力してお互がふだんから一定の掛金を出し合せて病氣の場合の用意をしておけば、お互が不時の失費を救ふことが出来るわけです。即ち病氣に對して一つの保険組織を構じやうといふのが國民健康保険制度です、つきにその概畧を述べます

國民健康保険組合

國民健康保険は「共同の力」と「平素の用意」といふことが根本の考へ方であり、しかも相扶共済の精神にのつとつた強い者も弱い者もいつしよに力を協せて助け合ふと云ふことが社會保険です。したがつて、此の事業を行ふにはお互が精神的に結び合はされた力である強い協同體を必要とするのです、そこでこの協同體をつくる區域として考へられるのが市町村の區域です。殊に町村は、隣保相扶の觀念がつよく、郷土の團結の精神にむすばれてゐる美風は、日本のみがもつ一つの誇りなのです。この美風と誇りとをそのまま取り入れて、町村区域内の世帯主を組合員として結成されたのが即ち、國民健康保険組合です、この外に都市に於ては同業者等の職業的團結を基礎とした組合も認められて居ります。之を特別國民健康保険組合と稱して居ります。又産業組合や漁業法による漁業組合も、國民健康保険事業を代行することが出来ます。

組合の事業

組合はふだん組合員から掛金(保険料)を取つて、組合員又は其の家族等(被保険者)が病氣に罹つた場合に、保険給付として必要な醫療を施すのです。醫療を施すといつても組合が自ら診療所を持つのではなく開業醫や産業組合病院に一定の報酬を支拂ふことを契約して置いて、被保険者の診療を委託すればよいのです。この場合醫療費の支拂は組合がすることになりますので、從來のやうな不拂といふ問題もなくなつて、安心して治療が出来るわけです。契約する醫

師の範圍は制限なく、從來其の地方でつねに利用されて居る一切の診療機關を包含して被保険者は何れの醫師にでも診て貰へる様にして置くのす。尙この制度では、患者が醫師にかゝる場合は醫療費の三割程度を、負擔することになります。これを一部負擔と謂つて居ります。

一部負擔は被保険者が病氣にかゝつた場合のみ納めるのであつて、醫師にかゝらねば負擔金は納める必要はありません。しかし保険料を拂つてゐるから醫師にかゝらねば損であるといふやうな氣持で、醫師の所に行くといふ弊害は除かねばなりません、一部負擔金はあくまでふだんの保険料を少しでも軽くしようとする爲だからです。また組合はお産のときの助産料を出すことになつて居り、死亡に際しての葬祭料の給付をすることも出来ます。又組合では病氣にかゝつたときの醫療給付だけに止まらず、さらに進んで積極的に組合員の健康保持増進を圖るため、保健施設として乳幼児保護養改善保健婦の設置疾病の豫防、健康診断、特に結核の豫防、トラコマー、検診豫防、寄生虫の驅除、傳染病豫防注射、衛生思想の普及等各般の豫防醫學的活動を爲すものでありまして、保健施設は、保険給付と並んで組合の最も重要な事業であります。

つきに保険料は組合の最も重要な財源であります、まへにも述べました一部負擔金と、それから政府から國庫の補助金と(後でくはしく述べます)保険料の三者が、組合の事業遂行上の財源です。そこでこの保険料を如何様に取るかといふことでありますが、保険料は組合の規約の定め方に委されて居りますので、組合に於ては先づ一人當りの醫療費は如何程であるかを検討して(本縣では標準が決つてゐます)から一部負擔金と、國庫補助金を差引き、其の残額を保険料に割當ればよいのです。また保険料の徵收方法を決めるに當つても最も留意しなければならぬことは、其の負擔はそれ／＼各人の分に應ぜしめ納期のごときも、最も納め易い時期を選ぶことです。この保険料のとりたてについて、普通組合には強制徵收權が與へられてゐますが、貧困者とか、また特別の事情があつて支拂ができない者に對しましては、保険料を減免することが出来ます。

組合の設立

組合の設立には、先づ發起人が規約を作り組合員にならんとする者の同意を得て地方長官の認可を受けるのです。この場合産業組合が事業を代行しますのには、組合の定款の一部を変更すればそれでよいのです。

国民健康保険の仕事は厚生省では保険院保険課で、道府縣廳では社會課が主管してゐます。(詳細の手續は社會課及産業組合中央會府縣支會に打合せるとよいのです)

補助金、其の他

政府では組合の事業を奨励助長するために國庫は豫算の内から補助金を出すことにしてゐます。補助金は組合が事業を始めてから三年間は被保険者一人につき年額一圓以内の補助金があり、三年後からは一人につき八十五錢以内となります。そこで被保険者の五千人ある組合では初年度は年額にして五千圓、四年先からでも四千二百五十圓の補助があるわけですまた各道府縣廳には地方社會保險審査會といふのが設置されてゐまして、組合と被保険者との間に生じた争を裁定したり、組合と醫師との間に起つた醫療契約に付いての紛争の場合等は、斡旋その他の役目をつとめることになつてゐます。

三、国民健康保険制度の改正

以上のやうな趣旨についてみましても、国民健康保険制度は平時戦時にかゝはらず國民にとつては絶対に必要な制度であります。特に戦時下に於ける現在農村の食糧増産、勞働力保全の上から一日も緩がせに出来ない大切な組織なのであります。

政府では一昨年秋、第一回国民健康保険全國大會を、産業組合中央會館に開催して、厚生大臣の普及促進の諮問に

對する答申に基いて、五ヶ年普及計畫を樹立したのであります。

その普及計畫は昭和十六年度を第一年として昭和二十年迄に全國の市町村に本制度を普及し、四千萬人の農山漁村民を被保険者となすことに決定したのであります。昨年十二月八日米英に對して長くも宣戰の大詔が澳發されて以來内外の情勢の推移は戦力と、生産力の増強に一層の重大性を加へてまいりましたので、之に即應しますには、どうしてもその供給の源であります農村民の健康如何が重大なる結果となるばかりでなく、また人口の増強の上にも根本條件となり、従つて之を完全に遂行します基礎的國策ともなるのであります。政府では現下の要請に應へるべく今回第七十九回の帝國議會に国民健康保険法改正法律案を提出せられ通過したのであります。この改正によつて五ヶ年間の普及方針を二ヶ年間に短縮したのであります。即ち昭和十七年度に於ては、新に組合を約五千市町村に設置して、一千三百七十五萬人の國民を被保険者とさせ、残りを昭和十八年度一杯で全部普及完了させる方針に決定せられたのであります。

国民健康保険法の改正と産業組合の代行について

国民健康保険法改正の要點を述べますが順序として、産業組合と国民健康保険法の法律改正について述べてみたいと思ひます。

産業組合は国民健康保険事業を代行することが出来るのでありますけれども、從來の法律では、必ず醫療設備を有してゐないと、事業の代行が許可されないと云ふ條件があつたのであります。そのために代行事業を行ふべき經濟的其の他のよい條件がそなはつてゐても、事業代行が出来ないと云ふ矛盾があつたのであります。政府ではこの矛盾を是正したのが国民健康保険法の改正であります。

そこで国民健康保険法改正の要點は何處にあるかと云ひますと

(一) 普通国民健康保険組合設立の強制

- (二) 組合に對する加入強制の擴充強化
- (三) 診療機關の整備改善
- (四) 保健施設の強制
- (五) 産業組合代行條件の改廢
- (六) 診療機關の當該官吏の監督の強化
- (七) 罰則其の他

等でありませんが、茲では最も重要な産業組合代行條件改廢について述べてみたいと思ひます。

従來の國民健康保險法の事業代行には強制適用を産業組合の代行人に付て認めて居らなかつたのでありましたが、こんどの改正によつて

- (イ) 産業組合代行人に強制適用を認められたこと
- (ロ) 醫療設備の有無に不拘代行許可の認められたこと

この二つが産業組合には最も重要な點であります。そこで産業組合への強制適用についてであります。産業組合が本制度の事業を代行しやうとする場合この町村に、産業組合員でない住民がある爲に同意がまともにくい云ふ場合は地方長官が命令を以て強制適用をさせるのであります。したがつてこれまでのやうに無意味に反對すると云ふことは、絶対に出來ないのであります。産業組合に於ても組合員及其の家族である者と、組合員でない者との二種類の被保險者が今後はあることになり、こゝで特に注意を要しますことは、國民健康保險にかぎりの權限について非常な差違があるわけです、それは産業組合員たる被保險者は保險給付を受くる外に産業組合員たる權利を有し、總會、總代

會に出席して議決に參與することが出来るのでありますが、組合員でない被保險者は保險料一部負擔金の納付義務を負ふことゝ、保險給付を受けるだけに止まつてゐることでもあります

四、國民健康保險組合の現況

國民健康保險制度は郷土團結の逞ましい力により昭和十三年七月一日制度の實施以來、健全なる發達を辿つて居りますがこれを全國的な普及の數字から見ますと、昭和十七年一月末日現在で組合數は既に一千八百三十五市町村につくられ、これに抱擁してゐる市町村民は實に五百三十七萬有餘人を突破してゐる現況であります。なほ各道府縣には國民健康保險組合聯合會が設立されまして大阪府をのぞく他の道府縣に四六の聯合會が結成されて居ります。この聯合會は組合相互の聯絡統制、調査研究、共同施設、其の他組合の普及等諸般の事業に活動を開始して居ります

五、むすび

以上國民健康保險制度につきその概要と、産業組合の代行條件改廢について極めて簡単に説明したつもりであります。が、要するに國民健康保險組合を設立しますには、主として組合の經濟的條件が大切でありまして、然も協同組合的な保健活動の綜合性が基礎條件となつて居りますので、この條件に最も適當して居りますのは、産業組合より以外には他には絶対にないものでありまして、産業組合は此の際如何なる困難を排しましても、大東亞聖戰の大詔に應へ職域の御奉公を盡し奉り、食糧増産と、健民健兵政策たる一大國是に邁進して、以て國民健康保險事業代行を行ひ産業組合の國家的使命を十分に果すやう切望して止まない次第であります。

國民健康保險關係法規並代行手續例

一、國民健康保險法

第一章 總 則

- 第一條 國民健康保險ハ相扶共濟ノ精神ニ則リ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スヲ目的トスルモノトス
- 第二條 國民健康保險組合(以下組合ト稱ス)之ヲ行フ
- 第三條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及保險給付ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
- 前項ノ時効ノ中斷、停止其ノ他ノ事項ニ關シテハ民法ノ時効ニ關スル規定ヲ準用ス
- 組合ガ規約ノ定ムル所ニ依リテ爲ス保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ徵收ノ告知ハ民法百五十三條ノ規定ニ拘ラズ時効中斷ノ效力ヲ有ス
- 第四條 國民健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ
- 第五條 保險給付トシテ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ
- 第六條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ
- 第七條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ保險給付ヲ受クベキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得
- 第八條 保險料其ノ他本法ノ規定スル徵收金ヲ滯納スルモノアル場合ニ於テ組合ノ請求アルトキハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ組合ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ
- 市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ着手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セザルトキハ組合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第一百一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス
- 第一項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノトス

第二章 國民健康保險組合

第一節 總 則

第九條 組合ハ左ノ二種トス

- 一 普通國民健康保險組合
- 二 特別國民健康保險組合

組合ハ法人トス

第十條 普通國民健康保險組合ハ其ノ地區内ノ世帯主ヲ組合員トシ 特別國民健康保險組合ハ同一ノ事業又ハ同種ノ業務ニ従事スル者ヲ組合員トシ之ヲ組織ス

第十四條 第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タル資格ナキ者ハ組合員タルコトヲ得ズ 但シ其ノ世帯ニ被保險者タル資格アル者アルトキハ此ノ限りニ在ラズ

普通國民健康保險組合ノ地區ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

第十一條 組合ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ規約ヲ作り 組合員タラントスル者ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十一條ノ二 地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ 普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ就キ設立委員ヲ選任シ 普通國民健康保險組合ヲ設立スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ設立委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ作り 普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ其ノ設立ニ付キ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

設立委員地方長官ノ定ムル期間内ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ地方長官ハ規約ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ三 組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ規約ノ作成アリタルトキニ成立ス

第十二條 組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 組合ノ名稱
 - 二 事務所ノ所在地
 - 三 組合ノ地域(特別國民健康保險組合ニ在リテハ組合員ノ範圍)
 - 四 組合員ノ加入及脱退ニ關スル事項
 - 五 被保險者ノ資格ノ得喪ニ關スル事項
- 第十三條 第十一條ノ規定ニ依ル組合ニ付其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上組合員タル組合ニ於テ地方長官必要アリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス 第十一條ノ二ノ規定ニ依ル 普通國民健康保險組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前二項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

第十四條 組合員及組合員ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ其ノ被保險者トス 但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限りニ在ラズ

一 健康保險ノ被保險者

二 他ノ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ノ被保險者

三 特別ノ事由アル者ニシテ規約ヲ以テ定ムルモノ

前項ノ規定ニ拘ラズ組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ世帯ニ屬スル者ヲ包括シテ被保險者ト爲サザルコトヲ得

第十五條 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ規約違反者ヨリ過怠金ヲ徴收スルコトヲ得

第十六條 組合ハ事業ニ支障ナキ場合ニ限り被保險者ニ非ザル者ヲシテ組合ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得

組合ハ前項ノ規定ニ依リ組合ノ施設ヲ利用スル者ニ對シ規約ノ定ムル所ニ依リ利用料ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 本法ニ規定スルモノノ外組合ノ管理財産ノ保管及利用方法其ノ他組合ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 組合ハ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關シテハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬祭ノ給付ヲ爲ス但シ特別ノ事由アル組合ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サザルコトヲ得
 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保險給付ヲ爲スコトヲ得
 特別ノ事由アル組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトト爲スコトヲ得

第十九條 療養ノ給付、助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス組合其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其ノ他必要アル場合ニ於テハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得

第十九條ノ二 療養ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ組合ノ指定スル者ノ中自
 己ノ選定シタル者ニ就キ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ受クルモノトス

第十九條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ地方長官之ヲ指定ス
 醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ
 醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第十九條ノ四 保險醫及保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ担当スルニ關シ必要事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條ノ五 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十條 組合ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者（給付ヲ受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帯ノ組合員）ヨリ徴收スルコトヲ得

第二十一條 組合ハ被保險者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保險者ノ健康ノ保持増進ノ爲必要ナル施設ヲ爲シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 組合ハ其ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲組合員ヨリ保險料ヲ徴收ス
 組合ハ特別ノ事由アル者ニ對シ保險料ヲ減免シ又ハ其ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得
 第二十三條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定期間保險給付ヲ受クル者ナカリシ世帯ノ組合員（組合員ノミヲ被保險者トスル組合ニ在リテハ保險給付ヲ受ケザリシ組合員）ニ對シ其ノ期間ノ保險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得
 第二十四條 保險給付ノ種類範圍支給期間及支給額保險料ノ額徴收方法及減免其ノ他保險給付及保險料ニ關シ必要ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三節 管理

第二十五條 組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合會議長及組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

組合會議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ理事長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ
 組合會議員ハ組合員ニ於テ之ヲ互選ス

第二十六條 組合會ノ決議スベキ事項左ノ如シ

- 一 收入支出ノ豫算
- 二 事業報告及決算
- 三 收入支出ノ豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄
- 四 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分
- 五 組 合 債
- 六 規約ノ變更
- 七 其ノ他重要ナル事項

前項第一號及第四號乃至第六號ニ掲グル事項ノ決議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十七條 組合會ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事務管理議決ノ執行及出納ヲ檢査スル

コトヲ得

組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

六

第二十八條 組合ニ理事數人ヲ置ク
理事ハ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ組合員ニ非ラザル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨グズ此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ
普通國民健康保險組合ニ在リテハ特別ノ事由ナキ限り前項ノ規定ニ拘ラズ理事中ニ關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル吏員ヲ加フルモノトス

第二十八條ノ二 第十一條ノ二第三項ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ニ於テ普通國民健康保險組合ノ理事ヲ命ズ

第二十九條 理事ノ中一人ヲ理事長トス

理事長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス但シ前條第三項ノ規定ニ依ル理事アルトキハ特別ノ事由ナキ限り之ニ付選任ス
理事長ハ組合ヲ代表ス理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

第三十條 組合會成立セズ又ハ其ノ議決スベキ事項ヲ議決セザルトキハ理事ハ地方長官ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事項ヲ處置スルコトヲ得

第三十一條 組合會ニ於テ議決スベキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

第三十二條 前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スベシ
第三十三條 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ理事及理事以外ノ役員ヲ置クコトヲ得

第四節 分合及解散

第三十四條 組合分割、合併又ハ解散ヲ爲サントスルトキハ組合會ニ於テ之ヲ議決シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
第三十五條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ依リテ成立シタル組合ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合又ハ分割後存続スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス
前項ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三十六條 組合ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存続スルモノト看做ス
第三十七條 組合解散シタルトキハ理事清算人ト爲ル

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ地方長官清算人ヲ選任ス清算人缺ケタルトキ亦同ジ
清算人ハ組合ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算方法及財產處分ニ付テハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
地方長官必要アリト認ムルトキハ清算方法及財產處分ノ變更ヲ命ジ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第三章 國民健康保險組合聯合會

第三十八條 組合及組合ノ事業ヲ行フ法人ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲メ國民健康保險組合聯合會（以下組合聯合會ト稱ス）ヲ設立スルコトヲ得

組合聯合會ハ法人トス

第三十九條 組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ作り地方長官ノ認可ヲ受クベシ

組合聯合會ハ設立ノ認可ヲ受ケタルトキニ成立ス

第四十條 組合聯合會ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 組合聯合會ノ目的及事業
- 二 組合聯合會ノ名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 加入及脱退ニ關スル事項
- 五 經費ノ分賦ニ關スル事項
- 六 其ノ他重要ナル事項

第四十條ノ二 地方長官ハ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ組合聯合會ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十一條 組合聯合會ニ總會、理事長及理事ヲ置ク
總會ノ組織竝ニ理事長及理事ノ選任ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第四十二條 第十五條乃至第十七條、第二十一條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第三項及第四項、第三十條乃至第三十七條及第四十六條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第四章 監督及補助

第四十三條 主務大臣及地方長官ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ニ對シ其ノ事業及財産ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ狀況ヲ検査シ規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ役員ニ欠缺若ハ故障アルトキ又ハ其ノ役員其ノ執行スベキ職務ヲ執行セザルトキハ地方長官ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ負擔トス

第四十五條 地方長官ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、規約、主務大臣若ハ地方長官ノ命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ其ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ役員ヲ解職シ又ハ組合若ハ組合聯合會ノ解散ヲ命ジ若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ第五十四條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第四十六條 主務大臣及地方長官ハ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十一條ノ施設ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ令ズルコトヲ得

第四十七條 國庫ハ豫算ノ範圍内ニ於テ組合及組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得
道府縣及市町村ハ組合及組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第五章 國民健康保險委員會、訴願及訴訟

第四十八條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ國民健康保險委員會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキ民事訴訟ヲ提起スルモノトス

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス

第四十九條 削 除

第五十條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ト醫師、齒科醫師、藥劑師其ノ他ノ者又ハ其ノ團體トノ間ニ於ケル保險給付ニ關スル契約ニ關シ紛爭ヲ生ジタルトキハ國民健康保險委員會ハ當事者ノ請求ニ依リ其ノ解決ニ付轉旋ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 本法ニ規定スルモノノ外國民健康保險委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 組合ノ爲シタル保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第八條ノ規定ニ依ル滯納處分ニ不服アル者ハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ二以上ノ道府縣ニ跨ル組合ニ關スルモノニ在リテハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ訴願又ハ行政訴訟ニ關シテハ組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス
第五十三條 本章ニ規定スル審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分又ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五十八條第二項及第五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六章 雜 則

第五十四條 營利ヲ目的トセザル社團法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第五十四條ノ二 前條ノ許可ヲ受ケ普通國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ付其ノ地區内ニ於テ普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上其ノ法人ノ社員タル場合ニ於テ地方長官必要アリト認メ其ノ法人ヲ指定シタルトキハ其ノ地區内ニ於テ普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者及其ノ世帯ニ屬スル者ハ總テ被保險者ト爲ルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限りニ在ラズ

第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル被保險者ノ屬スル世帯ノ世帯主ニ關シ之ヲ準用ス
第五十四條ノ三 主務大臣及地方長官保險給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ診
療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

第五十五條 本法中地方長官トアルハ二以上ノ道府縣ニ跨ル組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ニ付テハ之
ヲ主務大臣トス

第五十六條 本法中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第五十六條ノ二 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク第五十四條ノ三ノ規定ニ依ル診療録ノ検査ニ關シ知得シタル
醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第五十四條ノ三ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第五十七條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會第三十七條第五項又ハ第四十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違
反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ゲタルトキハ其ノ役員又ハ清算人ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二、國民健康保險法施行規則

第一章 國民健康保險組合

第一節 設 立

第一條 組合設立ノ發起人

第一條ノ二 組合設立ノ命令

第二條 組合設立ノ認可申請書

第三條 組合ノ名稱

第四條 初年度ノ收入支出ノ豫算ハ發起人之ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請ハ組合設立ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スベシ

第五條 組合設立ノ際ニ於テ定ムベキ組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範
圍ハ發起人之ヲ定メ組合設立ノ認可申請ト同時ニ認可申請ヲ爲スベシ

第六條 組合設立認可告示

第七條 組合設立ノ認可アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク規約ヲ公示スベシ

第八條 組合設立ノ認可アリタルトキノ發起人措置

第九條 組合設立後理事就職ニ至ル迄

第九條ノ二 組合設立委員

第九條ノ三 組合理事ノ任命

第十條 組合設立費用

第二節 事業

- 第十一條 國民健康保險法第四十六條ノ規定ニ依ル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍ニハ被保險者ノ通常利用シ得ベキ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ包含スルコトヲ要ス
- 第十二條 組合ハ特別ノ事由ナキ限り國民健康保險法第四十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル範圍内ノ總テノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲシテ被保險者ニ對スル診療又ハ藥劑ノ支給ニ當ラシメ且被保險者ヲシテ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ選定ヲ自由ナラシムベシ
- 第十三條 組合被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ定メタルトキハ之ヲ公示スベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ
- 前項ノ規定ハ診療又ハ藥劑ノ支給以外ノ給付ノ支給ニ當ル者ニ付之ヲ準用ス
- 第十四條 組合ハ國民健康保險法第十八條第二項ノ規定ニ依リ療養又ハ分娩ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザル被保險者ニ對シ規約ニ定ムル所ニ從ヒ傷病手當金又ハ出産手當金ヲ支給スルコトヲ得
- 第十五條 組合被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ療養ノ給付ニ關シ帳簿書類ヲ閱覽シ説明ヲ求メ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得
- 第十六條 組合ハ一年間保險給付ヲ受クル者ナカリシ世帯ノ組合員(組合員ノミヲ被保險者トスル組合ニ在リテハ保險給付ヲ受ケザリシ組合員)ニ對シ其ノ期間ノ保險料ノ四分ノ一以内ヲ拂戻スコトヲ得但シ第五十七條ノ規定ニ依リ準備金ヲ積立テ仍剩餘金アル場合ニ限ル

第三節 會議

- 第十七條 組合會議員定數
- 第十八條 議員ノ任期
- 第十九條 議員要件

- 第二十條 議員選舉
- 第二十一條 議員缺員
- 第二十二條 選舉公示
- 第二十三條 選舉會ノ開閉選舉立會人
- 第二十四條 選舉投票
- 第二十五條 投票用紙
- 第二十六條 無効投票
- 第二十七條 投票ノ効力
- 第二十八條 議員當選者
- 第二十九條 選舉錄
- 第三十條 當選告示
- 第三十一條 議員就職退職死亡告示
- 第三十二條 繰上當選
- 第三十三條 議員定數ニ滿タザルトキノ措置
- 第三十四條 選舉又ハ當選ノ取消
- 第三十五條 選舉ノ取消ト選舉
- 第三十六條 組合員定數スルモノ以外ノ規約
- 第三十七條 組合會ノ招集
- 第三十八條 組合會開會
- 第三十九條 組合會ノ議事
- 第四十條 組合ノ分割、合併、解散、規約變更議事
- 第四十一條 議長及議員ノ一身上ニ關スル議事參與

- 第四十二條 議員表決
- 第四十三條 組合會ノ傍聴
- 第四十四條 會議錄
- 第四十五條 會議規則

第四節 役員

- 第四十六條 理事ノ定數
- 第四十七條 法第二十八條第三項ノ規定ニ依ル理事以外ノ理事ノ任期
- 第四十八條 組合ノ事務ハ規約ニ別段ノ定ナキトキハ理事ノ過半數ヲ以テ決ス
- 第四十九條 理事ハ規約、財産目録、事業報告、組合原簿及組合會ノ會議錄ヲ事務所ニ備フベシ
- 組合員前項ノ書類ノ閱覽ヲ求メタルトキハ理事ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第五十條 法第四十五條ノ規定ニ依リ解職セラレタル者
- 第五十一條 理事長及理事準用ス

第六節 財務

- 第五十二條 組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
- 第五十三條 組合ハ毎會計年度收入支出ノ豫算ヲ調製シ前年度二月末日迄ニ認可申請ヲ爲スベシ
- 豫算ヲ更正又ハ追加シタルトキハ其ノ都度認可申請ヲ爲スベシ
- 豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ズ
- 豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得
- 第五十四條 組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ繼續費ヲ設クルコトヲ得
- 第五十五條 組合ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クベシ

豫備費ハ規約ヲ以テ定メタル費途以外ノ費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得ズ

第五十六條 組合ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

第五十七條 組合ハ少クトモ保險給付ニ要シタル費用ノ前三年度ノ平均年額ニ相當スル額ニ達スル迄毎年度ノ剩餘金中ヨリ該平均年額ノ百分ノ五以上ニ相當スル額(剩餘金ガ該平均額ノ百分ノ五ニ達セザルトキハ其ノ全額)ヲ準備金トシテ積立ツベシ

前項ノ限度内ノ準備金ハ保險給付ニ要スル費用ニ不足ヲ生ジタルトキニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第五十八條 準備金其ノ他ノ財産ノ管理方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第五十九條 組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額及一時借入金ハ當該會計年度内ニ之ヲ返還スベシ

第六節 分合及解散

- 第六十條 組合合併ノ認可申請
- 第六十一條 合併ニ因リテ成立スル組合ノ規約及初年度ノ收入支出豫算認可
- 第六十二條 組合分割ノ認可申請
- 第六十三條 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約及初年度ノ收入支出ノ豫算
- 第六十四條 組合解散ノ認可申請
- 第六十五條 組合員ノ缺乏ニ因リ組合解散
- 第六十六條 組合ノ分割又ハ合併ノ認可告示
- 第六十七條 合併、分割成立組合準用
- 第六十八條 合併、分割ノ場合ニ於ケル理事事務引繼
- 第六十九條 清算届出

第七十條 組合員範圍除外

第七十一條 指定告示

第七十二條 國民健康保險法又ハ本令ノ規定ニ依リ組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベキ事項ガ組合會ノ議決ヲ經タルモノナルトキハ申請書ニ其ノ會議録ノ寫ヲ添附スベシ

認可申請ヲ爲スベキ事項ガ理事專決シタルモノナルトキハ申請書ニ專決ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第七十三條 組合ノ地區又ハ組合員ノ範圍ノ變更ニ關スル規約變更ノ認可申請書ニハ規約變更後ニ於ケル事業計畫書ヲ添附スベシ

第七十四條 保險料變更ニ關スル規約變更ノ認可申請書ニハ算出ノ基礎ヲ示シタル書面ヲ添附スベシ

第七十五條 規約變更ノ認可アリタルトキハ理事ハ遲滞ナク之ヲ公示スベシ

第七十六條 事業報告及決算ハ年度經過後四月以内ニ組合會ノ認定ニ付スベシ

事業報告及決算ハ組合會ノ認定ヲ經タル後遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

前二項ノ規定ニ依リ事業報告ヲ組合會ノ認定ニ付シ又ハ地方長官ニ届出ヅル場合ニ於テハ之ニ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目錄ヲ添附スベシ

第七十七條 組合ハ事業報告ニ付組合會ノ認定ヲ經タルトキハ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目錄ト共ニ之ヲ公示スベシ

第七十八條 組合ハ被保險者臺帳、歳入簿、歳出簿及現金出納簿ヲ備フベシ

第七十九條 組合ハ毎月ノ事業狀況ヲ翌月十五日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第八十條 組合ニ於テ組合員ノ權利義務ニ關スル規定ヲ定メ又ハ改廢シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ報告シ且ツ組合員ニ周知セシムベシ

第八十一條 理事長及理事就職退職又ハ死亡シタルトキハ組合ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第八十一條ノ二 國民健康保險法第五十四條ノ三ノ規定ニ依リ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ検査ヲ爲サントスル場合ニ於テハ當該官吏ハ別記様式ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第八十二條 本章中地方長官トアルハ二以上ノ道府縣ニ跨ル組合ニ付テハ之ヲ厚生大臣トス

第二章 國民健康保險組合聯合會

第八十三條 組合聯合會設立認可申請

第八十四條 組合聯合會ノ名稱

第八十五條 初年度收入支出ノ豫算ハ組合聯合會ヲ設立セントスル組合及組合ノ事業ヲ行フ法人共同シテ之ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請ハ組合聯合會設立ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スベシ

第八十六條 第六條、第十條、第四十四條、第四十九條、第五十條、第五十二條乃至第五十六條、第五十八條乃至第六十九條、第七十二條、第七十五條乃至第七十八條、第八十條、第八十一條及第八十二條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第三章 國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人

第八十七條 地方長官ハ國民健康保險法第五十四條ニ規定スル法人ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニ限り同條ノ許可ヲ爲スコトヲ得

一 特別ノ事由ナキ限り一市町村ノ區域ヲ其ノ地區トスルモノ

二 特別ノ事由ナキ限り地區内世帯主ノ五分ノ四以上其ノ社員タルモノ

三 事業ノ成績及收支ノ狀況良好ナルモノ

前項ノ許可ハ當該法人ノ設立アル市町村ノ市町村長ノ意見ヲ徵シテ之ヲ爲スベシ
第八十八條 國民健康保險法第五十四條ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 定款又ハ規約
 - 二 定款又ハ規約ノ變更ニ關スル總會又ハ總代會ノ會議録ノ寫
 - 三 國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコトニ關シ必要ナル規程（以下國民健康保險規程ト稱ス）
 - 四 事業計書
 - 五 保險料算出ノ基礎ヲ示シタル書面
 - 六 地區内世帯主ノ加入狀況ヲ示シタル書面
 - 七 事業及收支ノ狀況ニ關スル書類
- 前項ノ許可申請書ハ當該法人ノ設立アル市町村ノ市町村長ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ
第八十九條 國民健康保險規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 被保險者タルベキ者ノ範圍
 - 二 被保險者ノ資格ノ得失ニ關スル事項
 - 三 保險給付ニ關スル事項
 - 四 保險料ニ關スル事項
 - 五 其ノ他重要ナル事項
- 第九十條 國民健康保險法第五十四條ノ許可ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ左ノ事項ヲ告示スベシ
- 一 法人ノ名稱
 - 二 事務所ノ所在地
 - 三 許可ノ年月日
- 第九十條ノ二 國民健康保險法第五十四條ノ二第一項但書ノ規定ニ該當スルモノハ左ニ掲グル者トス
- 一 貧困ノ爲法令ニ依ル救護ヲ受クル者

二 其ノ他地方長官ニ於テ特別ノ事由アリト認メタル者

第九十條ノ三 地方長官國民健康保險法第五十四條ノ二第一項ノ指定ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ告示スベシ 第四號ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ

- 一 法人ノ名稱
 - 二 事務所ノ所在地
 - 三 法人ノ地區
 - 四 被保險者ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スル者
 - 五 指定ノ年月日
- 第九十一條 組合ノ事業ヲ行フ法人ノ其ノ事業ニ關スル收入支出ハ他ノ事業ニ關スル會計ト區分シ之ヲ經理スベシ
第九十二條 組合ノ事業ヲ行フ法人ノ其ノ事業ニ關スル左ニ掲グル事項ハ總會又ハ總代會ノ議決ヲ經ベシ

- 一 收入支出ノ豫算
- 二 事業報告及決算
- 三 收入支出ノ豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄
- 四 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分
- 五 借入金（一時借入金ヲ除ク）
- 六 國民健康保險規程ノ變更
- 七 其ノ他重要ナル事項

前項第六號ニ掲グル事項ノ議決ハ當該法人ノ定款又ハ規約ノ變更ニ關スル議決ノ例ニ依ルベシ
第一項第一號及第四號乃至第六號ニ掲グル事項ノ決議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ
第九十三條 前條第一項各號ニ掲グル事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ總會若ハ總代會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ定款又ハ規約ノ定ムル所ニ依リ理事之ヲ專決スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ專決ヲ爲シタルトキハ理事ハ次ノ總會又ハ總代會ニ之ヲ報告スベシ

第九十四條 組合ノ事業ヲ行フ法人ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ組合ノ事業ヲ廢止スルコトヲ得ズ

第九十五條 組合ノ事業ヲ行フ法人前條ノ規定ニ依リ其ノ事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケントスルトキハ總會又ハ總代會ノ議決ヲ經テ地方長官ニ申請ヲ爲スベシ

前項ノ許可申請書ニハ理由書及許可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル財産目錄ヲ添付スベシ

保險法第一項ノ許可申請ハ當該法人ノ設立アル市町村ノ町村長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第九十六條 地方長官組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ第九十四條ノ規定ニ依リ其ノ事業ノ廢止ノ許可ヲ爲シ又ハ國民健康法第四十五條ノ規定ニ依リ同法第五十四條ノ許可ヲ取消サレタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シ若ハ解散シタルトキハ當該法人ノ代表者又ハ清算人ハ組合ノ事業ニ關スル收支ノ計算及財産處分ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第九十七條 組合ノ事業ヲ行フ法人國民健康保險法第四十五條ノ規定ニ依リ同法第五十四條ノ許可ヲ取消サレタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シ若ハ解散シタルトキハ當該法人ノ代表者又ハ清算人ハ組合ノ事業ニ關スル收支ノ計算及財産處分ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第九十八條 第四條、第五條、第七條、第十一條乃至第十六條、第四十九條、第五十二條乃至第五十九條、第七十二條第七十四條乃至第八十一條及第八十二條ノ規定ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ノ其ノ事業ニ付之ヲ準用ス但シ第四條、第五條及第七條中發起人トアルハ當該法人トシ第十四條、第四十九條、第五十五條、第五十八條、第七十四條及第七十五條中規約トアルハ國民健康保險規程トス

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

三、何々信用販賣購買利用組合國民健康保險規程 (例)

第一章 被 保 險 者

第一條 本組合ハ組合員及其ノ世帯ニ屬スル者(組合員タル農事實行組合又ハ養蠶實行組合ノ組合員及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ含ム)ヲ以テ被保險者トス但シ左ニ掲グル者ヲ除ク

- 一 健康保險、職員 康保險及船員保險ノ被保險者
- 二 國民健康保險組合又ハ國民保險組合ノ事業ヲ行フ他ノ法人ノ被保險者
- 三 私傷病ニ付療養ニ關スル給付ヲ爲ス官業共濟組合及警察共濟組合ノ組合員
- 四 政府職員共濟組合及教職員共濟組合ノ組合員
- 五 何々

第二條 新ニ被保險者ト爲リタル者アルトキハ組合員(農事實行組合又ハ養蠶實行組合タル組合員ニ付テハ其ノ農事實行組合又ハ養蠶實行組合ノ組合員以下之ニ同ジ)ハ十日以内ニ其ノ被保險者ノ氏名、男女別、生年月及自己トノ續柄ヲ記載シタル書面ヲ以テ其ノ旨組合ニ届出ヅベシ記載事項中變更アリタルトキ亦同ジ

第三條 被保險者中其ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ組合員ハ十日以内ニ其ノ被保險者ノ氏名及資格喪失ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ其ノ旨組合ニ届出ヅベシ

第二章 保 險 給 付 及 保 健 施 設

第四條 本組合ニ於テ爲ス保險給付ノ種類左ノ如シ

- 一 療養ノ給付
- 二 助産ノ給付(助産費ノ支給)

三 葬祭ノ給付(葬祭費ノ支給)
四 何々

第五條 療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

一 診察(往診及處方箋ノ交付ヲ含ム)

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給(診療以外ノ藥品及賣藥ノ支給ヲ含マズ)

三 處置、手術其ノ他ノ手當

四 入院

五 看護

六 被保險者ノ移送

七 何々

處置、手術其ノ他ノ手當ニ付テハ組合ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一回十圓(何圓)ヲ以テ限度トス

入院(看護及被保險者ノ移送)ニ付テハ組合ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第六條 前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ組合ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師其ノ他ノ者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得

第七條 療養ノ給付ハ同一ノ傷病及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ給付ヲ始メタル日ヨリ起算シ百八十日(何日)ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サズ

第七條 被保險者左ノ場合ニ於テ組合ノ指定セザル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタルトキハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給ス

一 組合ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ

二 緊急ノ必要アルトキ

三 其ノ他必要ニ依リ組合ノ承認ヲ受ケタルトキ

第八條 療養費ノ額ハ療養ニ要シタル實費トス但シ療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヨリ第九條ノ規定ニ依ル一部負擔ノ額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九條 被保險者健康保險法第一條第二項ノ規定ニ依ル補給金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給ス

前項ノ療養費ノ額ハ療養ニ要シタル實費ヨリ補給金ノ額ヲ控除シタル額トス但シ左ノ各號ノ額ノ何レヲモ超ユルコトヲ得ズ

一 療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヨリ第九條ノ規定ニ依ル一部負擔ノ額ヲ控除シタル額

二 療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヨリ補給金ノ額ヲ控除シタル額

第十條 被保險者市町村吏員互助會ヨリ療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給ス

前項ノ療養費ノ額ハ療養ニ要シタル額(互助會ニ於ケル療養費支給ノ基準査定額)ヨリ互助會ノ支給スル療養費ノ額ヲ控除シタル額トス

第九條 被保險者療養ノ給付ヲ受クルトキハ其ノ世帯ノ組合員ハ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルモノトス但シ特別ノ事由アル者ニ付テハ總會(總代會)ノ議決ヲ經テ之ヲ減免スルコトアルベシ

一部負擔金ノ割合(額)及其ノ徵收方法ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第九條 被保險者療養ノ給付ヲ受クルトキハ其ノ世帯ノ組合員ハ其ノ費用ノ何割ヲ負擔スルモノトス但シ特別ノ事由アル者ニ付テハ總會(總代會)ノ議決ヲ經テ之ヲ減免スルコトアルベシ

一部負擔金ノ徵收方法ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第十條 助産ノ給付ノ範圍左ノ如シ

一 分娩前ノ診察

二 分娩ノ介助

三 分娩後ノ處置

第十一條 助産ノ給付ニ付テハ被保險者ハ組合ノ指定シタル産婆ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得

第十二條 組合ハ療養費ヲ支給スル場合ノ例ニ依リ助産ノ給付ニ代ヘテ助産費ヲ支給ス

助産費ノ額ハ助産ニ要シタル實費トス但シ助産ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

〔第十條 助産費ノ額ハ何圓トス〕（註 本條ハ前三條ニ代ルモノトス）

第十三條 葬祭ノ給付ノ範圍左ノ如シ

一 葬祭具ノ支給

二 埋葬

三 其ノ他葬儀ノ執行ニ必要ナルモノノ支給

第十四條 組合必要アリト認メタル場合ニ於テハ葬祭ノ給付ニ代ヘテ葬祭費ヲ支給スルコトアルベシ

葬祭費ノ額ハ何圓トシ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ支給ス

〔第十三條 葬祭費ノ額ハ何圓トシ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ支給ス〕（註 本條ハ前三條ニ代ルモノトス）

第十五條 國民健康保險組合ノ事業開始後被保險者ト爲リタル者ハ左ノ期間ヲ經過スルニ非ザレバ保險給付ヲ受クルコトヲ得ズ但シ出生ニ因リ被保險者ト爲リタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 療養ニ關スル給付ニ付テハ三十日（何日）

二 助産及葬祭ニ關スル給付ニ付テハ九十日（何日）

第十六條 傳染病豫防法其ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ無償ニテ療養ヲ受クル場合ハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付ハ之ヲ爲サズ

第十七條 組合必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトアルベシ

正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シテハ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトアルベシ

第十八條 組合ハ保險料ヲ著シク滞納スル組合員ノ世帯ノ被保險者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトアルベシ

第十九條 本組合ハ被保險者ノ健康ヲ保持増進スル爲メ左ノ施設ヲ爲ス

一 豫防注射

二 健康診断

三 何々

四 其ノ他健康ノ保持増進ニ關スル施設

第十八條 本章ニ定ムルモノノ外保險給付及保健施設ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 保 險 料

第十九條 組合員ハ毎月左ノ等級ニ依ル保險料ヲ納付スルモノトス

第一級 何 錢

第二級 何 錢

第三級 何圓何錢

（被保險者數五人（何人）ヲ超ユル世帯ニ在リテハ其ノ一人（何人）ヲ増ス毎ニ前項ノ額ニ何錢（何級以下ハ何錢）ヲ加算シタルモノヲ以テ保險料トス）

第二十條 各組合員ノ保險料ノ等級ハ資力ヲ標準トシ總會（總代會）ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム其ノ等級ノ變更ニ付亦同ジ

第二十一條 保險料ノ等級及額ヲ決定シタルトキハ理事ハ遲滞ナク之ヲ組合員ニ通知スベシ等級又ハ額ニ變更アリタルトキ亦同ジ

トキ亦同ジ

第二十二條 保險料ハ毎月末日迄ニ之ヲ納付スベシ

〔第二十二條 保險料ハ毎年何月ヨリ何月迄ノ分ヲ何月末日迄ニ、何月ヨリ何月迄ノ分ヲ何月末日迄ニ之ヲ納付スベシ〕

第二十三條 保險料ハ米（何々）ヲ以テ納付スルコトヲ得

換價其ノ他必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第二十四條 納期限ヲ過ギ保險料ヲ納付ザル者アルトキハ理事ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

第二十五條 特別ノ事由アル者ニ付テハ總會（總代會）ノ議決ヲ經テ保險料ヲ減免シ又ハ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトアルベシ

第二十五條 本章ニ定ムルモノノ外保險料ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

二六

第四章 財 務

第二十六條 本組合ノ國民健康保險ニ關スル收入支出ハ他ノ事業ニ關スル會計ト區分シ之ヲ經理スルモノトス

第二十七條 本組合ノ國民健康保險ニ關スル會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル但シ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ之ヲ閉鎖ス

第二十八條 豫備費ヲ以テ充ツルコトヲ得ル費途左ノ如シ

- 一 保險給付費
- 二 保健施設費

第二十九條 國民健康保險ニ關スル會計ニ屬スル財産ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ管理ス

- 一 有價證券ハ郵便局ニ保管ヲ託シ又ハ產業組合中央金庫若ハ何々銀行ニ保護預トス
- 二 現金ハ郵便貯金ト爲シ又ハ產業組合中央金庫、何々信用組合聯合會若ハ何々銀行ニ預入ス
- 三 前各號ニ掲グル以外ノ財産ノ管理ハ總會(總代會)ノ議決ヲ經タル方法ニ依ル

第三十條 本章ニ定ムルモノノ外國國民健康保險ニ關スル會計ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 雜 則

第三十一條 左ノ事項ハ常務理事ニ於テ之ヲ專決スルコトヲ得

- 一 被保險者ノ資格ノ得喪ニ關スル事項
- 二 保險給付ノ決定ニ關スル事項但シ保險給付ノ不支給ノ決定ヲ除ク
- 三 收入及支出ノ決定ニ關スル事項
- 四 何々
- 五 其ノ他定例ニ屬スル事項又ハ輕易ナル事項

第 條 一世帯ニ二人以上ノ組合員アルトキハ理事ハ保險料及第九條ノ一部負擔金ヲ納付スベキ組合員ヲ定メ之ヲ其ノ組合員ニ通知スベシ

第三十二條 本組合ニ於テ國民健康保險ニ關シ公示スベキ事項ハ本組合ノ揭示場ニ揭示(何々ニ掲載)ス

第三十三條 本組合ノ國民健康保險ニ關スル帳簿及書類ノ保存ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

(備考)

- 一、第 條、、、ト記載セルモノハ組合ノ實情ニ依リ斯ノ如キ條項ノ採否自由ナルコトヲ示シタルモノナリ
- 二、(第何條、、、)ト記載セルモノハ其ノ前掲ノ一條項又ハ數條項ニ代ヘテ斯ノ如キ條項ト爲ス場合ヲ示シタルモノナリ
- 三、一條項中ノ項又ハ號ニ括弧ヲ附セルモノハ組合ノ實情ニ依リ斯ノ如キ規定ノ存否自由ナルコトヲ示シタルモノナリ

四、國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ産業組合定款變更（例）

第一章 總 則

第一條 第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

國民健康保險法ノ規定ニ依リ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコト

第四章 事業執行

（第 節）

第 條ノ次ニ左ノ一節ヲ加フ

第 節 國民健康保險

第 條ノ二 第一條第一項第 號ノ事業ハ國民健康保險規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

國民健康保險規程ハ總會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第 條ノ三 理事ハ國民健康保險ニ關シ國民健康保險規程ノ定ムル事務ヲ處理セシムベキ常務理事一名ヲ互選ス

第 條ノ四 國民健康保險法施行規則第九十二條第一項ノ規定ニ依リ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ總會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

第五章 剩餘金處分並損失ノ補填分擔

剩餘金處分ニ關スル規程中ニ「國民健康保險事業費繰入金」ヲ挿入ノコト

- 一、定 款
- 一、定款變更ニ關スル總會（總代會）決議錄ノ寫
- 一、國民健康保險規程
- 一、事業計畫書
- 一、保險料算出ノ基礎ヲ示シタス書面
- 一、組合地區内世帯主ノ加入狀況ヲ示シタル書面
- 一、事業及收支ノ狀況ニ關スル書類
- 一、參考表

記

福島縣知事

殿

昭和 年 月 日

福島縣

郡

村町

番地

責任

信用販賣購買利用組合

組合長理事

氏

名

●

五、國民健康保險法第五十四條ノ許可申請書類記載例

國民健康保險法第五十四條ノ許可申請書

國民健康保險法第五十四條ノ規定ニ依リ國民健康保險組合ノ事業ヲ行ヒ度候ニ付許可相成度左記書類相添へ申請候也

添付書類

◎ 何々責任何々信用販賣購買利用組合定款 (現行ノ定款全文ヲ添付スルコト)

◎ 定款變更ニ關スル總會(總代會)決議録ノ寫

(記載例省畧現行ノ定款中國民健康保險組合事業ヲ行フコトニ伴ヒ變更セントスル部分ヲ記載シタル書面ヲ添付ノコト) (定款變更例參照)

◎ 國民健康保險規程

(國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ產業組合ノ國民健康保險規程例參照)

◎ 事業計畫書 (記載例)

一、組合員及組合員相當者數並ニ被保險者數

(昭和 年 月 日現在)

保險料ノ等級別	組合員及組合員相當者數	被保險者數
第一級ニ該當スル者		
第二級ニ該當スル者		
、、、、、		
計		

備考

(一) 組合員數(組合員タル法人ヲ除ク)

人

(二) 組合員相當者數(組合員タル法人ノ構成員ニシテ本產業組合ニ單獨加入セザルモノノ數)

人

(三) 一世帯ニ二人以上ノ組合員アル場合ニ於テ保險料及一部負擔金ヲ徴收セザルコトトスル組合員數

人

(四) 本人及其ノ世帯ニ屬スル者ノ全部ガ被保險者タル資格ナキ者ナル組合員又ハ組合員相當者ノ數

人

(注意)

「組合員及組合員相當者數」欄ニハ「備考」ノ(一)ト(二)トノ合計數ヨリ(三)ト(四)トノ合計數ヲ差引キタルモノヲ記載スルコト

三 助産ノ給付方法

四 葬祭ノ給付方法

五 保健施設

六 組合役員表
健康診斷豫防注射寄生虫驅除等ヲ施行スルノ外保健衛生思想ノ涵養宣傳榮養ノ改善指導母性及乳幼兒ノ保護保健婦ノ設置等ニ努ムル豫定トス

役員名	氏名	備考

(注意)

「備考」欄ニハ其ノ役員ガ他ニ兼務セル職アルトキハ之ヲ記載スルコト例ヘバ市町村吏員、市町村會議員、農會役員等

◎ 保険料算出ノ基礎ヲ示シタル書面記載例

何々責任何々信用販賣購買利用組合

國民健康保険料算出ノ基礎

保 險 料

- 一、組合員一人ニ付 (被保険者一人ニ付)
- 二、組合員保険料負擔表

圓 圓
圓 圓
錢 錢
一箇月平均 一箇月平均
圓 圓
錢 錢

基本保険料

等級	等級決定標準	組合員一人ニ付額	組合員數	總額	摘要
第一級					
第二級					
第三級					
計					

割増保険料 (被保険者五人ヲ超エル世帯ニ對スルモノ)

世帯人員	組合員一人ニ付額	組合員數	總額
六人ノ世帯			
七人ノ世帯			
計			

算出ノ基礎

- 一、被保険者數
- 二、被保険者一人ニ付平均療養ノ給付費
- 三、女子被保険者有夫率
- 四、有夫女子被保険者一年間ニ於ケル分娩率
- 五、被保険者一年間ニ於ケル死亡率
- 六、療養ノ給付費一部負擔ノ割合
- 七、平均保険料算出順序

年 人
千人ニ付 千人ニ付 千人ニ付
割 人 人 人 圓 人
錢
分

$$\begin{aligned} \text{療養給付費年額} &= \text{被保險者一人當り療養ノ給付費年額} \times \text{被保險者數} \\ &= 3,500 \times \text{被保險者數} \\ \text{助産給付費年額} &= \text{分娩一件當り助産給付費額} \times \text{被保險者數} \times \text{被保險者一年間出生率} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
&= 7,00 \times \frac{30}{1,000} \\
&= \text{療養給付費年額} + \text{助産給付費年額} \\
&= \text{保險料所要年額} = \text{保險給付費年額} \times \left(\frac{\text{準備金積立十費ノ割合}}{1+\text{類}} + \frac{\text{事務費ノ割合}}{1+0,05+0,10+0,05} \right) - \left(\text{療養給付費年額} \times \frac{\text{一部負擔割合}}{1+\text{類}} \right) \\
&\quad - \left(\text{國庫補助金年額} \times \text{被保險者數} \right) \\
&\quad - \left(80 \text{ 金銭} \times \text{被保險者數} \right) \\
&= \frac{\text{組合員一人當保險料所要年額}}{\text{組合員數}} \\
&= \frac{\text{被保險者一人當保險料年額}}{\text{被保險者數}}
\end{aligned}$$

◎ 何々組合区域内世帯主ノ加入状況ヲ示シタル書面記載例

責任 信用販賣購買利用組合区域内世帯主加入状況

一、世帯主數 (昭和 年 月 日)

〔注意〕

- 一、「世帯主數」中ニハ本人及其ノ世帯ニ屬スル者ノ全部ガ被保險者タル資格ナキ者ナル世帯主ノ數ヲ含マシメザルコト
- 二、人口
- 三、組合員及組合員相當者數

内譯 組合員數 (組合員タル法人ヲ除ク)

組合員相當者數

備考 組合員タル法人ノ種類及其ノ數

農事實行組合

養蠶實行組合

何々組合

計

組合 組合 組合 組合

人 人

(注意)

「組合員數」及「組合員相當者數」中ニハ一、世帯ニ二人以上ノ組合員アル場合ニ於テ保險料及一部負擔金ヲ徴收セザルコトトスル組合員ノ數並ニ本人及其ノ世帯ニ屬スル者ノ全部ガ被保險者タル資格ナキ者ナル組合員若ハ組合員相當者數ヲ含マシメザルコト

尙事業計算書ノ「一、組合員及組合員相當者數並ニ被保險者數」表ノ〔注意〕參照

四、組合員及組合員相當者數ノ世帯主數ニ對スル割合 分

◎ 事業及收支ノ狀況ニ關スル書類

- 一、財産目錄
 - 二、貸借對照表
 - 三、事業報告書
 - 四、設立許可ノ年月日ヲ記載シタル書面
- 「一」乃至「三」ノ書類ハ昭和八年一月十一日更第一八九號農林省經濟更生部長及大藏省銀行局長通牒ニ依ヒ作成シ最近年度ニ係ルモノヲ記載スルコト(事業報告書様式)

◎ 参 考 表

一、組合ノ地區タル

地 位 形 置

農山漁村ノ別

二、主要産業別戸數及生産年額表

主要産業別戸數

ノ位置地形及農山漁村ノ別

種 別	専 業		兼 業		計
	業	業	業	業	
農 業					
工 業					
商 業					
計					

種 別	主要生産年額		額
	數	量	
米			
麥			
計			

三、租稅納付狀況

計	林 産 物	水 産 物	畜 産 物	工 産 物	繭	蔬 菜 其 他	食 用 品

種 別	賦 課 額			收 納 額			賦課額ニ對スル收納ノ割合
	國 稅	縣 稅	村 稅	國 稅	縣 稅	村 稅	
計							

四、市町村民稅賦課概況表 (昭和 年度)

(一戸當リ)

)

賦課總額
 賦課人員
 賦課免除人員
 賦課人員一人當賦課額
 最高額
 最低額

六、國民健康保險特別會計收入支出豫算認可申請書例

國民健康保險特別會計收入支出豫算認可申請書

本組合昭和 年度 (自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日) 國民健康保險特別會計收入支出豫算ノ儀昭和 年 月

日開催ノ臨時總會ニ於テ別冊之通り決議致候ニ付實施致度候條御認可相成度此段及申請候也
 昭和 年 月 日

福島縣 郡 町大字 字 番地
 責任 信用購買販賣利用組合
 組合長理事

福島縣知事 殿

昭和 年度 信用販賣購買利用組合國民健康保險

收入支出豫算書

一金	收	入	收入豫算高
一金	支	出	支出豫算高
收支差引			

昭和 年度 信用販賣購買利用組合國民健康保險收入支出豫算

收入

科	款	項目	豫算額		種目	本年度豫算額	前年度豫算額	増	減	附記
			本年	前年						
豫	國民健康保險收入	一 保險料			一 保險料					基本保險料年額 割増保險料年額
		二 一部負擔金收入			一 一部負擔金收入					療養給付費年額 圓 錢ノ割
		三 過怠金			一 過怠金					
豫	補助金	一 國庫補助			一 國庫補助					被保險者 一人當八 錢ノ割
		二 縣補助			一 縣補助					
		收入合計								

支出

科	款	項目	豫算額		種目	本年度豫算額	前年度豫算額	増	減	附記
			本年	前年						
豫	三雜收入	一 過年度收入			一 過年度收入					年 月分
		二 支拂餘子			二 支拂餘子					一部負擔金
		三 雜收入			二 雜收入					
		收入合計								

豫

算

豫

算

說

明

	六豫備費			五雜支出
	一豫備費		一、時借入金 一、時借入金 一、時借入金	三、健斷費
		二雜費		
支出合計				
	一豫備費			

七、何々信用販賣購買利用組合昭和 年度國民健康保險料及
保險給付費豫定ノ基礎

何々信用販賣購買利用組合昭和 年度國民健康保險料及保險給付費算定ノ基礎

第一 組合員數及被保險者數 被保險者數
人 人

第二 保險料

- 一、年 額
- 二、組合員一人ニ付
- 三、被保險者一人ニ付
- 四、保險料負擔表

基本保險料

圓圓圓 錢錢錢

等	第一級	第二級	第何級	計
組合員一人ニ付保險料月額				
組合員數				
總額				

割増保險料 (被保險者數五人ヲ超ユル世帯ニ對スルモノ)

世帯人員數	割増保險料月額	組合員數	總額
六人ノ世帯			
七人ノ世帯			

何人ノ世帯		
計		

第三 保險給付費

一、療養ノ給付費

内 譯

圓 錢 被保險者一人ニ付
圓 錢 被保險者一人ニ付
圓 錢 被保險者一人ニ付

種別	年	額	被保險者一人ニ付一ケ年	附	記
醫師會ニ對スル 診療報酬					
齒科醫師會ニ對スル 診療報酬					
療養費					
計					

二、助産ノ給付費

圓 錢 女子被保險者一人當

(イ) 女子被保險者千人當給付件數 件
(ロ) 女子被保險者數 人
(ハ) 助産一件當費用 錢

分娩一件當給付費 女子被保險者千人當 助産ノ給付費
給付件數 女子被保險者數

八、國民健康保險法第四十六條ノ規定ニ依ル認可申請書例

國民健康保險法第四十六條ノ規定ニ依ル認可申請書

國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ何々責任何々信用販賣購買利用組合ノ被保險者ニ對スル診療及藥劑ノ支給ハ

ノ範圍内ノ醫師齒科醫師及藥劑師ヲシテ之ニ當ラシメ度候ニ付認可相成度別紙參考書類相添ヘ申請候也

昭和 年 月 日

福島縣 郡 町大字 字 番地

何々責任 何々信用販賣購買利用組合

組合長理事

福島縣知事

殿

一、何々

内醫師齒科醫師藥劑師數

町村別	醫師數	内		齒科醫師數	藥劑師數	備	考
		全科	外科				

計						

二、被保險者ノ從來ノ診療機關利用状況

區別別	被保險者概數	利用状況

九、國民健康保險代行組合總會附議事項例

何々責任何々信用販賣購買利用組合

(第 回通常臨時總會附議事項

議案第 號

一、定款中一部變更ノ件
本組合定款中左記ノ通り一部變更スルモノトス

記

(別項國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ産業組合定款變更例参照)

議案第 號

一、國民健康保險ニ關スル諸規程設定ノ件
本組合國民健康保險ニ關スル左記諸規程別冊ノ通り設定スルモノトス

記

イ 何々責任何々信用販賣購買利用組合國民健康保險規程
(別項保險規程例參照添付ノコト)

議案第 號

一、昭和何年度國民健康保險特別會計收支豫算議定ノ件
本組合昭和何年度國民健康保險特別會計收支豫算書別冊ノ通り決定スルモノトス
(別項豫算書例參照添付ノコト)

議案第 號

一、國民健康保險特別會計一時借入金最高金額決定ノ件
本年度内ニ於テ借入シ得ベキ最高金額金 圓トス

右 及 提 出 候 也

昭和 年 月 日

何々責任何々信用販賣購買利用組合
組合長理事 氏 名



昭和十七年六月十日 印刷
昭和十七年六月十三日 發行

(非賣品)

編輯兼 福島市大町三十一番地
發行人 渡部 雄 晤

印刷人 福島市上町十八番地
山 川 長 之 助

印刷所 山 川 印 刷 所
電話三五九番

發行所

福島市大町三十一番地
產業組合中央會福島支會
電話一〇四三番
振替口座仙臺五八六三番

